

タクシー運賃表

南信州広域タクシー有限会社

1. 距離制運賃

令和8年9月28日から

車種別		初乗運賃 最初の1.06km	加算運賃
特定大型車	道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車、小型自動車のうち、車種区分が普通車、大型車以外のもの。 ただし、身体障害者輸送車(患者輸送車、車椅子移動車)を除く。	910円	121メートルまで 増すごとに100円
大型車	道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車(ハイブリッド自動車を除く。)のうち、排気量2リットル(ディーゼル機関を除く。)を超えるものであって、乗車定員6名以下のもの。 同条に定める普通自動車のうち、ハイブリッド自動車で、排気量2.5リットル(ディーゼル機関を除く。)を超えるものであって、乗車定員6名以下のもの。 患者輸送車又は車いす移動車のうち乗車定員7名以上のもの。	840円	122メートルまで 増すごとに100円
普通車	道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち排気量2リットル(ディーゼル機関を除く。)以下であって、乗車定員7名以下のもの 同条に定める普通自動車のうち、ハイブリッド自動車で、排気量2.5リットル(ディーゼル機関を除く。)以下であって、乗車定員6名以下のもの。 同条に定める小型自動車のうち、内燃機関を掲載するものであって、乗車定員7名以下のもの。 同条に定める普通自動車、小型自動車のうち、内燃機関を搭載しないものであって、乗車定員6名以下のもの。 同条に定める軽自動車。ただし、「タクシー事業における軽自動車の活用について」(令和8年6月1日付け国自旅第37号)別紙1.に基づき北陸信越運輸局長が公示する地域以外においては、使用用途が福祉輸送サービスに限定されている場合又は内燃機関を搭載しないものに限る。 患者輸送車又は車いす移動車のうち乗車定員6名以下のもの。	700円	200メートルまで 増すごとに100円

2. 時間距離併用運賃

車種別	運賃
特定大型車	時速10キロメートル以下の走行時間について 0分45秒について100円の割合
大型車	時速10キロメートル以下の走行時間について 0分45秒について100円の割合
普通車	時速10キロメートル以下の走行時間について 1分15秒について100円の割合

3. 時間制運賃

車種別	運賃
特定大型車	最初の30分まで6,500円 以後30分ごとに6,500円
大型車	最初の30分まで6,400円 以後30分ごとに6,400円
普通車	最初の30分まで4,550円 以後30分ごとに4,550円

4. 料 金

(1) 待料金

特定大型車＝ 0分45秒について100円の割合 大型車＝ 0分45秒について100円の割合
普通車＝ 1分15秒について100円の割合

(2) 迎車回送料金 1車1回ごとに200円

5. 運賃の割増

(1) 深夜早朝割増 22時から翌日5時まで 2割増

(2) 冬期割増 飯山市、中野市、下水内郡、下高井郡、上水内郡信濃町・飯綱町、北安曇郡小谷村・白馬村・大町市(旧美麻村のみ)の地域 ただし、当該地域を走行する自動車に限る。 12月24日から3月5日まで 2割増

(3) 寝台割増 2割増

6. 運賃の割引

(1) 身体障害者・知的障害者割引 1割引

(2) 遠距離割引 距離制運賃で9,000円を超える額について 1割引

(3) 運転免許返納者割引 1割引

(4) 通院割引 1車1回ごとに100円